

課題	基本方針	事業名	質問	担当課	回答
人権教育	I-1-(1)	幼稚園教育理解推進事業	乳幼児期の質の高い保育・教育とは簡単にどんな内容ですか。	教育指導課	乳幼児期の質の高い保育・教育とは、社会や自然への親しみや好奇心、思いやりや自制心などといった人格形成の基礎を養えることができるように、子ども一人一人の発達段階を踏まえ、明確なねらいと環境を設定し、自発的な活動を通して様々な資質・能力を身に付けさせることです。
人権啓発	I-2-(2)	人権啓発事業	「令和元年度人権教育、啓発功労者に対する知事感謝状の贈呈」についての記載が見当たらないのですが、理由があるのでしょうか。	人権同和対策課	記載が漏れていたため、追記します。
			ライブラリーの貸出機関・団体として多いのは、どういった機関・団体でしょうか？ また、貸出しにおける活用状況は？ (活用場面等は研修、イベント等でしょうか？)		貸出機関として多いのは、県機関、市町村、教育機関、企業、公民館等です。 活用状況は、職場研修、教職員研修、PTA研修、授業教材、地域住民研修等です。
			人権週間・人権フェスティバル・障害者の人権を考える集い等で、来場者アンケートを実施されており、9割以上の方が人権への関心及び意識向上において役立つと回答されているとのことですが、アンケートの回答者数は何人(母数)でしょうか？		アンケート回答者数は次のとおりです ・人権週間499人 ・人権フェスティバル275人 ・障がい者の人権を考える集い352人 ・外国人の人権を考える集い95人
女性	II-1-①	男女共同参画の理解促進事業	アクティブサポーターとは。	女性活躍推進課	県では、市町村からの推薦により、男女共同参画の推進に熱意を有する方を、「島根県男女共同参画サポーター(愛称:キラ☆サポ)」として委嘱しています。(R2.11.16現在 114名) 男女共同参画サポーターのうち、以下の項目を満たす方の中から、「アクティブサポーター」として委嘱しています。(R2.11.16現在 5名) (1) 島根県男女共同参画サポーター経験年数3年以上で、かつ原則として、直近2年間の公益財団法人しまね女性センター主催の基礎研修及び向上研修修了 (2) 公益財団法人しまね女性センター主催のアクティブサポーター養成研修修了 (3) 直近1年間に市町村と連携した活動の実績があること
		II-1-⑤	女性相談事業	外国人の相談に対して、通訳を使った丁寧な対応はできないのか。日本語はだいたい話せていても相談に不安を感じ、途中で中止のケースが多い。	青少年家庭課
		性犯罪被害者等に対する相談体制の充実	4. 性犯罪捜査資機材の整備について 医療機関への性犯罪証拠採取キットを配布するのか。保管はどこで行うのか。早急な整備を求める。	県警捜査第一課	現在、性犯罪証拠採取キットを医療機関に配布することも含めて、県青少年家庭課と協議検討中です。 採取した資料の保管方法については、公判等を見据えた立証措置の一環として、早期に警察での鑑定、保管を行える方法を現在検討中です。
子ども	II-2-①	人権教育研修講座	令和元年度事業では「人権・同和教育主任」であったのが、2年度には「人権教育担当主任」となっているのは、改称されたのだろうか。	人権同和教育課	県教育委員会で「第2期しまね教育ビジョン21」の施策として「人権教育の推進」を掲げています。また、平成27年に発行した「人権教育指導資料第2集」に基づき「進路保障」を柱とした人権教育を推進しています。 それにならぬ、各校における「人権・同和教育主任」も「人権教育担当主任等」としています。なお、市町村立学校においては、市町村教育委員会、市町村の方針等に関わることであり強制しているものではありません。
		「いじめ相談テレフォン」及び「SNS相談」の活用	県教委の相談電話窓口と「24時間子どもSOSダイヤル」と2つの相談窓口があるようですが「24時間」の実施主体はどこでやっておられるのか。509件の相談は、どちらの電話窓口だったのでしょうか。かかってきた時間帯や時期について教えていただきたい。SNS相談の状況についても知りたい。	教育指導課 教育センター	島根県教育委員会が実施主体の電話相談窓口は「いじめ相談テレフォン」と「24時間子どもSOSダイヤル」です。このうち、「24時間子どもSOSダイヤル」は業務を外部委託しております。509件はこの2つの窓口の合計件数です。電話のかかる時間帯は学校や仕事が終わった夜間の方が多くなります。また、時期については一概には言えませんが、夏休み明けが多くなる傾向にあります。 SNS相談は今年度7月5日から開始し、3月31日まで外部委託により毎日17時から21時まで受け付けております。10月末現在で275件の相談がありました。
		実態調査の実施	いじめの実態把握は、問題行動報告書により把握されていると認識しました。状況としてはいじめが増加していると思いますが、いじめの内容についてお聞かせください。小・中・高・特別支援学校別に特徴がありますか？	教育指導課	いじめの認知件数は、平成25年度に「いじめ防止対策推進法」が策定されてから、積極的認知により増加傾向でしたが、令和元年度調査では、前年度から減少しました。 内容については、全体としては、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」に次いで、「パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる」が多いのが特徴的です。 高校、特別支援学校では「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」に次いで、「パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる」が多いのが特徴的です。 毎年、「しまね子ども絆づくりサミット」を開催し、いじめ問題について各校での取り組みを発表したり、交流する場を設けています。各校で取り組んでいる実践を共有し、意見交換をすることで、児童生徒一人一人がこれらの問題を自分のこととして捉え、いじめの防止等に向け、より主体的に取り組むようになってきています。
		いじめ対応支援事業	いじめ防止に向けて、児童・生徒の主体的な取り組みとして具体的にどんな取り組みがされているのでしょうか？また、その効果として児童・生徒にどんな行動変化(意識変化)がありましたか？(絆づくりの内容…?)		

課題	基本方針	事業名	質問	担当課	回答
	II-2-③	実態調査の実施	【説明を求めたい内容】 不登校児童・生徒の実態調査について、島根県単独調査の調査概要と結果概要について簡単に説明をお願いします。 全国と比較して島根特有の課題があるのでしょうか？	教育指導課	本県の小中学校児童生徒の不登校数(1000人あたりの不登校数)は全国で最も高い数値となりました。島根県の特徴としては、長期欠席者の内訳(病気、経済的理由、不登校、その他)の中で、「病気」に計上している割合が著しく低いということです。(安易に病気として計上するのではなく、積極的に不登校として認知しているため)。 また、不登校児童生徒の中で90日以上欠席している児童生徒の割合は全国で最も低く、教員やスクールカウンセラー等の継続した対応などにより、不登校の長期化防止の観点では、一定の効果が見られます。 一方で、学校内外の機関(養護教諭、スクールカウンセラー、教育支援センター、福祉事務所、保健所、病院等)に相談・指導等を受けていない児童生徒の割合が高く、関係機関と連携して支援していくことも必要です。
	II-2-⑤	子どものセーフティネット推進事業	【説明を求めたい内容】 子どもの生活に関する実態調査の結果概要について、簡単に説明をお願いします。 貧困の実態から取り組むべき課題として、整理できたことについてお聞かせください。	地域福祉課	<島根県子どもの生活に関する実態調査の概要> ・県内の小、中2、高2の児童・生徒とその保護者を対象に実施 ・生活困難層の子どもでは、地域行事への参加や野外活動等を経験する割合が低いことや、自己肯定感が低くなる傾向が見られた。 また、朝食を毎朝食べたり歯を磨くといった規則正しい生活習慣が身につけていない子どもや、虫歯など健康状況に課題がある子ども、勉強がわからないと回答した子どもが多い状況であった。 ・保護者の回答からは、公的支援制度の認知不足や、学習支援、子ども食堂などの居場所への高いニーズが見られた。 <今後の取組> ・子どもの健全な成長に対する支援(食育や健康づくりなど) ・保護者に対する支援(制度周知や相談支援体制の充実など) ・子どもの居場所に対する支援(子どもの居場所の構築・充実など) ・子どもの学びに対する支援(学習支援の推進など)
			【説明を求めたい内容】 子どもの全国の実態調査が行われたようだが、その結果の概要について知りたい。また、県内の「子ども食堂」の状況について教えていただきたい。(食料支援等も含めて)	地域福祉課	今年度内閣府が文部科学省の協力を得て全国調査を実施する方向で準備が進められており、令和3年1月に調査が実施され、3月以降において調査結果等がまとめられる予定です。
				青少年家庭課	子ども食堂は現在、県内20か所あります。(松江4、浜田1、出雲3、益田3、大田3、安来3、江津2、美郷1)食堂数及び概要について、島根県社会福祉協議会との情報共有等により随時確認を行っています。食料支援等活動の詳細は未調査です。
高齢者	II-3-⑤	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業は何件ぐらいありますか。どこからの相談が多いですか。	地域福祉課	日常生活自立支援事業にかかる相談・問合せは市町村社協が窓口となっていますが、R元年度の実績は37,840件で、年々増加する傾向にあります。 相談は、本人からの相談が17,157件(45.3%)で最も多くっており、次いで福祉施設5,203件(13.8%)となっています。
外国人	II-6	外国人	今回のコロナウイルス感染拡大に関して、県内にいる外国人に対して、外国語による情報提供等はありましたか。	文化国際課	県内で初の感染者が確認された日の翌日4月10日から、しまね国際センターに設置している外国人住民向け相談窓口の開設時間を延長(受付終了時間の2時間延長、土日・祝日の相談受付)し、新型コロナウイルス感染症に係る相談や情報提供に対応しました。 また、4月17日からは県ホームページに外国人住民向けページを開設し、多言語による情報提供を行っているほか、SNS(Facebook)や動画情報による広報・情報提供も行っています。 このほか「感染予防啓発チラシ」「三密予防チラシ」「新しい生活様式チラシ」を多言語化し、市町村・医療機関・外国人雇用企業等へ配布しました。
	II-6-②	帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業定住(外国人の子供の就学促進事業) (新規)	中学に在籍している生徒及びその保護者に対する進路説明、高校の入試制度に対する説明はどのようにされていますか。	教育指導課	日本語指導が必要な生徒及びその保護者を対象とした説明会を、出雲市内の中学校を会場に、11月初旬から中旬にかけて3回開催することとしています。説明会では、3カ国語で作成した就学パンフレットを配布し、高校進学のための情報を提供しています。 出雲市以外においても、市町村教育委員会を通じてパンフレットを配布し、県立高校への進学も進路の一つとして検討してもらえるよう情報提供に努めてまいります。 宍道高校を受入校として環境整備していくことを公表した10月には、同校でオープンスクールも実施されています。
患者及び感染者等	II-7	患者及び感染者等	今回のコロナウイルス感染拡大に関して、患者本人および家族等に多くの誹謗中傷が寄せられたと聞き及びます(これは島根県に限りません)。患者らの人権を守るために、県としてはどのような働きかけを行ったのでしょうか。またその「被害」の状況について、聞き取り調査等を行ったのでしょうか。お答えいただける範囲で結構ですので、ご回答のほどよろしく申し上げます。	薬事衛生課 人権同和対策課	管轄の保健所を通じ、患者及び家族に対して、事業が起った場合の相談窓口の案内、啓発資料の配布を行っております。また、定期的な健康確認の際、状況を確認させていただいております。 (人権を守る働きかけ) 別途新型コロナウイルス感染症における人権侵害や誹謗中傷への対策として記述します。 (被害の状況の把握) 感染者の方等の個人情報の保護や二次被害防止のため、人権サイドでの「被害」の状況の把握や、直接の聞き取り調査等は困難です。そのため、ネットのモニタリングにより、いち早く誹謗中傷等の「被害」を把握したり、具体的な相談事例や相談先を示したチラシを作成し、保健所等と連携して感染者の方等にピンポイント周知をするなど、本当に必要な必要の人に情報が届くよう、工夫をしています。

課題	基本方針	事業名	質問	担当課	回答
			<p>コロナによる誹謗中傷対策として、子ども達に対して、保護者に対して、地域に対して、職域において具体的にどのような取り組みがなされているでしょうか？</p> <p>今年度は、「新型コロナウイルス感染症」に関わる人権・偏見が大きな課題として生じています。この課題解決に向けては、すべての部局・各課での課題として対策を講じることが必要であり、既に取り組まれている状況を認識しています。</p> <p>令和2年度の取り組みとして「新型コロナウイルス感染症に関わる人権」について記載しておくことが必要と考えますがいかがでしょうか？</p> <p>昨年度の計画の時点では新型コロナウイルス感染症がここまで拡大するとの想像ができなかったと思いますが、現時点では感染者への誹謗中傷などの事業も表面化しており、県としてもその対応をされているとの報道もあります。</p> <p>基本方針の施策体系の小項目には掲げられていない感染症ですが、今取り組まなければならない課題と見ます。何らかの表記の仕方は考えることはできないものでしょうか。</p>	<p>人権同和教育課</p> <p>人権同和対策課</p> <p>人権同和対策課</p>	<p>(子ども達に対して) 県教育委員会においては県立学校及び私立学校、市町村教育委員会に対しては「新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を生まないための指導について(通知)」を发出しています。</p> <p>また、県教育委員会で作成した児童生徒指導用のチラシの送付や、日本赤十字社が作成している資料を紹介し、これらの資料等を活用して積極的に指導を行うよう促しています。加えて、学習指導案「新型コロナウイルス感染症から人権」について考える～誰もが安心して暮らせるために～」を提供し活用を促しています。</p> <p>(保護者に対して、地域に対して) 各学校においては、児童・生徒に加え、保護者向けにチラシを配布し、指導するとともにHPに掲載して周知を図っています。また、社会教育においては、学習プログラム「新型コロナウイルス感染症から人権」について考える～誰もが安心して暮らせるために～」を作成しています。その活用を促すために市町村教育委員会、公民館等職員、指導者養成講座修了者に対して体験講座を実施します。県としては、出前講座に対応するほか、体験講座を受講された方々による地域での学習プログラムの活用を広げていくよう働きかけていきます。</p> <p>(人権を守る働きかけ) 別途新型コロナウイルス感染症における人権侵害や誹謗中傷への対策として記述します。</p> <p>1. インターネット掲示板のモニタリング ・定期的にインターネット掲示板のモニタリングを実施。 ・人権侵害にあたると思われる差別、誹謗中傷投稿の監視、プロバイダ等への削除依頼 2. 関係機関との連携 ・松江地方検察庁への「行政通報」をはじめとして、モニタリングや人権相談等で得た人権侵害が疑われる記録等の提出等、関係機関との連携。 ・市町村職員に対し、インターネットモニタリング研修の実施。 開催日：10月20日(火)出雲合庁 10月21日(水)益田合庁 内容：ネット上の差別事象に関する現状、モニタリング体験 他 講師：公益社団法人 反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 中村 尚生氏 3. 新型コロナウイルス感染症に関する人権相談窓口の周知 具体的な相談事例を示したチラシを作成し、保健所等と連携し、感染者の方等を中心に周知 4. 新型コロナウイルス感染症関連の啓発、研修の実施 人権啓発推進センターで実施している各種人権研修において ①日本赤十字社等と連携し、新型コロナウイルス感染症における差別・誹謗中傷等の問題等を組み入れたプログラムを県教育委員会と共に作成 ②コロナ禍で誹謗中傷が起きる背景や、今自分たちができること等をまとめた学習資料の作成(女性の集い実行委員会への委託事業) 5. 各種媒体を利用した広報 県人権啓発推進センターの広報誌や各種県の広報媒体を利用し、差別や誹謗中傷は絶対に許さないという信念を、県民に訴える。</p>
犯罪被害者とその家族	II-8	犯罪被害者とその家族	支援条例がないことをどうとらえるか。	環境生活総務課 県警広報課	<p>犯罪被害者支援については、「鳥根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」や同条例に基づく「第5期鳥根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」において規定しています。</p> <p>犯罪被害者支援に特化した条例ではありませんが、本条例に基づいて、広報啓発や犯罪被害者に対する精神的・経済的負担軽減等のための様々な支援を実施しています。</p>
性的指向、性自認等(LGBT等)	II-10	性的指向、性自認等(LGBT等)	昨年も質問しましたが、各地でパートナーシップ制度が広がっている。LGBTの人々が自分らしく生きていけるように、ぜひ鳥根県でも進めて欲しい。全く施策にふれられておらず残念。	人権同和対策課	<p>パートナーシップ制度は、法律上の婚姻効果を生じさせるものではありませんが、全国の一部の自治体では、同性カップルの生きづらさを緩和し、LGBT等の方々への偏見や差別を取り除くためにも有効であるとされています。今後、他自治体の実施状況を確認していきたいと考えています。</p>